

■議案第60号 四万十町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

【要旨】

令和元年6月に公布された成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第37号。以下「整備法」という。）により、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第34条の20第1項から「成年被後見人又は被保佐人」の規定が削除されたことに伴い、本条例内の関係する規定を整備するものです。

【改正内容】

「法第34条の20第1項第4号」を「法第34条の20第1項第3号」に改めます。

【新旧対照表】

別紙のとおり

【根拠法令等】

児童福祉法 新旧対照表	
整備法による改正後	改正前
（養育里親の欠格事由等） 第34条の20 本人又はその同居人が次の各号のいずれかに該当する者は、養育里親及び養子縁組里親となることができない。 <u>（1）</u> 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者 <u>（2）・（3）</u> （略） 2 （略）	（養育里親の欠格事由等） 第34条の20 本人又はその同居人が次の各号のいずれかに該当する者は、養育里親及び養子縁組里親となることができない。 <u>（1） 成年被後見人又は被保佐人</u> <u>（2）</u> 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者 <u>（3）・（4）</u> （略） 2 （略）